

笛吹市都市計画審議会運営規程第 11 条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1 開催日時 平成 29 年 11 月 14 日（火）14：00 ～ 15：00

2 会 場 笛吹市役所本館 301 会議室

3 出席委員の氏名（敬称略）

◇都市計画審議委員

若杉成剛、佐野正秀、保坂利定、小澤稔、  
佐藤昭夫、依田健人

◇事務局

〈建設部まちづくり整備課〉

雨宮部長、神宮寺課長、霜村リーダー、鶴田主査

◇関連部局職員（農林振興課）

若杉リーダー

◇欠席委員 池田聖仁、赤岡勝廣、大山 勲、河阪昌則、山下安廣

◇傍聴者 0 名

4 次第及び議事

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 会長挨拶

5 議事

議事録署名委員の指名 佐野委員、小澤委員

① 審議事項

「建築基準法第 51 条ただし書き規定に基づく

許可に係る特殊建築物の位置について」

② その他

6 閉 会

5 議 事 録 別紙会議録による

## 平成 29 年度 第 1 回 笛吹市都市計画審議会会議録

### 【会議録】

#### 1. 開会

(事務局)

- ・ 只今より、平成 29 年度第 1 回都市計画審議会を開催する。
- 会の開催に先立ち、互礼。

#### 2. 委嘱状交付

- 市長より、前任者から審議員を引継いだ 2 名に委嘱状の交付

- 委嘱状交付終了後

(事務局)

- ・ 本日は 11 名の委員のうち、6 名出席頂いている。よって、笛吹市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定されている過半数以上の出席要件を満たしているので本会が成立することを宣言する。
- ・ 本日欠席の 5 名のうち、4 名は所要のため欠席であること、本審議会会長の池田委員について、出席予定であったが体調不良のため欠席であることを報告。
- ・ 笛吹市都市計画審議会条例第 5 条第 4 項により「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっているため、会長からの指名である保坂委員に職務を代理してもらうことを報告。

(委員 了解の声)

#### 3. 市長挨拶

- 挨拶終了後、市長公務のため退席

- 本審議会の担当職員の紹介

#### 4. 会長挨拶

- 保坂会長代理より挨拶

#### 5. 議事

(事務局)

- ・ 配布資料確認を確認する。「次第」「条例、規程」、「委員名簿」、「資料-1」、「資料-1 別紙」、「資料-2」になる。不足があれば、お知らせいただきたい。

(事務局)

- ・ 笛吹市都市計画審議会規程第 3 条第 2 項により、会長の代理である保坂委員が「議長」となり議事を進行していただく。

(委員 異議なしの声)

(議 長)

- ・ 笛吹市都市計画審議会運営規程第 11 条第 2 項に基づき、本日の議事録署名委員を佐野委員、小澤委員に指名する。

(委員 異議なし、了解の声)

(事務局)

- ・ 議案 1 「建築基準法ただし書き規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置について」を資料に則り説明する。

(議 長)

- ・ 只今、事務局から説明あった。今回の議事は、委員の皆様「都市計画上支障がない」といった承認をいただくこととなっている。何か意見、質問があればお願いしたい。

(委 員)

- ・ 今回整備する設備については、既存の建物の中に設備を新設するという意味でよいか？

(事務局)

- ・ 新築建物の中に、設備を新設するものである

(委 員)

- ・ 申請地の現況地目は何か？

(事務局)

- ・ 現状は畑であり、果樹、野菜を栽培している。

(委 員)

- ・ 農転、農振の状況はどのようになっているか？

(事務局)

- ・ 申請地の地域は農工団地内となっており、農工法に定められた事由に沿った形で許可が下りた場合については、農転の手続きがされることとなっている。

(委 員)

- ・ 参考までに、敷地面積はどのくらいか？

(事務局)

- ・ (手元資料より) 7450.47 m<sup>2</sup>となっている。

(委 員)

- ・ 環境アセスメントについて、この建物の性格上不要かもしれないが、騒音、振動については結果が出ているが、粉塵についてはどうか？

(事務局)

- ・ 粉塵については、報告書で破碎等の粉塵発生が懸念される作業は行わないとされている。

(委 員)

- ・農工団地のエリアをもう一度確認させてもらいたい。

(事務局)

- ・配布資料により説明、図示。

(議 長)

- ・他に質問、意見があるか？

(委員一同 なし)

それでは本案件について、「都市計画上支障がない」ことでよろしいか？挙手をお願いしたい。

(委員 全員挙手)

(議 長)

- ・それでは、本審議会の意見として、当局の原案どおり異議ないものとして市長に答申する。以上をもって、議案 1 を終了する、その他委員から何かあるか？事務局からは？

(事務局)

- ・その他、報告案件として「笛吹市都市計画マスタープランの見直しについて」を配布資料に則り説明する。

(議 長)

- ・来年度以降マスタープラン見直しにあたり、本審議会はパブリックコメント前後に 2 度程度の開催と考えてよいか

(事務局)

- ・そのように考えている。

(議 長)

- ・これについて委員からなにかあるか？

(委員一同 なし)

(議 長)

- ・それでは、議事については終了とする。議事が終了したので進行を事務局にお願いする。

## 6. 閉会

(事務局)

- ・本日の議事録は速やかに作成し、議事録署名委員である佐野委員、小澤委員に署名いただきたいと思う。あくまで要点をまとめたものであるのご了承願いたい。

なお、本日の審議案件については、異議なしということで市長あてに審議会長名で答申させていただきます。

お忙しい中、出席いただき感謝申しあげる。これをもって閉会とさせていただきます。

●互礼を交わし、会を終了。

(以 上)